

条例の具体的内容の検討について

前文

<たたき台>

(これまでの取組)

- 全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら共に暮らすことができる社会の実現は、私たちの願いである。
- これまで、県では、あいサポート運動を通じた障害のある人とない人の相互理解の促進や障害のある人の自立、社会参加の推進に取り組んできた。

(課題と重要性の認識)

- しかしながら、今なお、理解不足等により、障害のある人が障害を理由とする不当な差別的取扱い等を受けている状況にある。
- 県民一人一人が障害に関する理解を深め、障害者に適切な配慮を実践していかなければならない。

(条例制定の目的)

- 県民がこの認識を共有し、一体となって共生社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

<考え方>

- ・ 前文の構成は、条例制定の理念を宣言し、明らかにするものとして、障害を理由とする差別の解消を進め、共生社会実現への決意を示す、他県条例に多くみられるものとしている。(①これまでの取組、②課題と重要性の認識、③条例制定の目的(決意))。
- ・ 前文は地域条例の独自性を反映しやすい箇所であり、本県独自の取組である「あいサポート運動」について言及している。

<関連する委員の意見>

- ・ 当事者の気持ちが置き去りにならないよう、誰もが自分のこととして考えられるような共生社会を実現していく条例としていきたい。(第1回)
- ・ 「不当な差別的取扱い」の対象に一般私人を含めないとした場合でも、障害者への差別や偏見は許さないという理念を基調とした条例にしていきたい。(第1回)
- ・ 私人による差別禁止の規定を置くか否かは別として、私人も含めて一緒に差別をしないように取り組んでいこうという趣旨の条例となるよう、「目的」規定などにおいて、山口県では県民を挙げて障害者差別の解消に取り組むという姿勢を示すことができればよい。(第2回)
- ・ 県民全体に条例を理解してもらうため、特に「前文」などは、なるべく柔らかい文章、分かりやすい表現となるよう、工夫していただきたい。(第2回)

第1章 総則

1 目的

<たたき台>

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、障害を理由とする差別を解消し、もって県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現の実現に寄与すること。

<考え方>

- ・ 立法目的を簡潔に表現し、条例全体の解釈・運用の方向性を示すものとしている。

2 定義

<たたき台>

- ① 障害のある人 身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害、難病その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの（いわゆる障害者手帳の所持者に限らない。）。
- ② 社会的障壁 障害のある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。
- ③ 不当な差別的取扱い 障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービス又は各種の機会の提供を拒否し、又は当該提供に当たって場所、時間帯等を制限し、若しくは障害のない人に対して付さない条件を付けること等により、障害のある人の権利利益を侵害すること。
- ④ 合理的配慮 障害のある人（障害のある人がその意思を表明することが困難である場合にあつては、その家族等）から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて行う、社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組（社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものを除く。）。

<考え方>

- ・ ①「障害者（障害のある人）」及び②「社会的障壁」については、法において定義されているが、本条例において重要な用語であるため、改めて法と同内容で定義する（他県条例でも多くの県が定義）。
- ・ また、国の基本方針の考え方と同様に、対象とする障害者はいわゆる障害者手帳の所持者に限らない趣旨の周知を図るため、①「障害のある人」の定義にその旨を盛り込む。
- ・ ③「不当な差別的取扱い」及び④「合理的配慮」については、法では定義していないが、本条例において重要なキーワードとなるものであり、県民への正しい理解・普及を促すことが重要と考えられることから、国の基本方針を踏まえ包括的に定義する。

【参考1】障害者差別解消法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三～七 （略）

【参考2】障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 第2の1（抜粋）

(1) 障害者

対象となる障害者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、即ち、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」である。これは、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。したがって、法が対象とする障害者は、いわゆる障害者手帳の所持者に限られない。（後略）

【参考3】障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 第2の2（抜粋）

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

【参考4】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 第2の3 (抜粋)

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

ア (前略)

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。(後略)

イ (略)

ウ (前略)

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

(後略)

エ (略)

【参考5】 障害者差別解消法

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 (略)

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 (略)

2 事業者は、その事業を行うに当たり、(以下前条第2項に同じ)。

3 基本理念

<たたき台>

- 共生社会の実現は、次に掲げる事項を基本理念として、県、市町及び県民一体となって推進する。
 - ① 全ての障害のある人が、障害のない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
 - ② 何人も、障害のある人に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。
 - ③ 障害を理由とする差別の多くが障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解の不足から生じていることを踏まえ、全ての県民が、障害及び障害のある人に対する関心と理解を深める必要があること。

<考え方>

- ・ 条例に基づく施策や措置を行うに当たり、重要となる考え方として、①障害者基本法第3条本文、②同法第4条第1項、③障害理解の促進を規定する。
- ・ 本文において県民等が一体となって障害者差別の解消に取り組む趣旨の徹底を図る。

<関連する委員の意見>

- ・ 当事者の気持ちが置き去りにならないよう、誰もが自分のこととして考えられるような共生社会を実現していく条例としていきたい。(第1回) (再掲)
- ・ 「不当な差別的取扱い」の対象に一般私人を含めないとした場合でも、障害者への差別や偏見は許さないという理念を基調とした条例にしていただきたい。(第1回) (再掲)
- ・ 私人による差別禁止の規定を置くか否かは別として、私人も含めて一緒に差別をしないように取り組んでいこうという趣旨の条例となるよう、「目的」規定などにおいて、山口県では県民を挙げて障害者差別の解消に取り組むという姿勢を示すことができればよい。(第2回) (再掲)
- ・ 子ども達は、インクルーシブ教育や人権教育などを通じて障害理解を学んでいく。一般私人については、「県民の役割」として、子どもも含めて障害理解を深めていく趣旨の規定がよいのではないか。(第2回)

【参考1】障害者基本法

(地域社会における共生等)

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、
基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活
を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られな
なければならない。

一～三 (略)

(差別の禁止)

第四条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益
を侵害する行為をしてはならない。

2・3 (略)

【参考2】熊本県「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」

(平成23年7月1日公布)

(基本理念)

第3条 障害者の権利擁護等のための施策は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営む権利を有すること及び何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを踏まえ、全ての県民が各々の役割を果たすとともに、相互に協力することを旨として行われなければならない。

4 県の責務、市町との連携並びに県民及び事業者の役割

<たたき台>

(県の責務)

- 基本理念にのっとり、障害を理由とする差別を解消するために必要な体制整備を図るとともに、必要な施策を実施する。

(市町との連携)

- 体制整備を図り、又は施策を実施するに当たっては、市町と連携して取り組む。
- 市町が障害を理由とする差別の解消に関する施策を実施しようとするときには、必要な情報の提供、助言その他の支援を行う。

(県民及び事業者の役割)

- 障害及び障害のある人について理解を深める。
- 県が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努める。

<考え方>

- ・ 条例の目的を達成するために、取組主体となる県、市町、県民及び事業者の果たす責務等として、それぞれ「責務」、「連携」、「役割」を規定する。
- ・ 県と市町は対等・協力の関係にあり、障害者差別解消施策において各市町が地域の実情に応じて果たす役割を踏まえた規定として、「市町との連携」とする。

<関連する委員の意見>

- ・ 私人による差別禁止の規定を置くか否かは別として、私人も含めて一緒に差別をしないように取り組んでいこうという趣旨の条例となるよう、「目的」規定などにおいて、山口県では県民を挙げて障害者差別の解消に取り組むという姿勢を示すことができればよい。(第2回) (再掲)
- ・ 子ども達は、インクルーシブ教育や人権教育などを通じても障害理解を学んでいく。一般私人については、「県民の役割」として、子どもも含めて障害理解を深めていく趣旨の規定がよいのではないか。(第2回) (再掲)
- ・ 「県の責務」については、「県及び市町の責務」として、市町も含めた一体的な行政機関としての責務とした方がよいのではないか。(第2回)

【参考1】栃木県「栃木県障害者差別解消推進条例」（平成28年3月25日公布）
（県の責務）

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者差別の解消に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（県と市町村との協力）

第五条 県及び市町村は、それぞれが実施する障害者差別の解消に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（県民の責務）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、障害及び障害者に関する理解を深めるとともに、県及び市町村が実施する障害者差別の解消に関する施策に協力するよう努めなければならない。

【参考2】静岡県「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」（平成29年3月24日公布）

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（県民等の役割）

第5条 県民、事業者（法第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する関係団体（以下「県民等」という。）は、基本理念にのっとり、障害者及びその障害に対する理解を深めるとともに、県又は市若しくは町が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民等は、障害者等が合理的な配慮を求めることができる社会環境の実現に寄与するよう努めるものとする。

（県と市又は町との連携）

第6条 県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施する場合には、市又は町と連携するものとする。

2 県は、市又は町が実施する障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に必要な情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

第2章 障害を理由とする差別の禁止

1 不当な差別的取扱いの禁止

<たたき台>

- 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。
- 県及び事業者は、不当な差別的取扱いに該当しない正当な理由があると判断する場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努める。

<考え方>

- ・ 不当な差別的取扱いを禁止する対象は、法と同じく行政機関(県)及び事業者とする。
- ・ 私人(県民)については、法による規制を不相当とする国の見解同様、条例においても対象としないこととする。
※私人については、「基本理念」等に規定(P6, P18)。
- ・ 県及び事業者と障害者の相互理解を促進するため、国の基本方針で示された考え方(サービス提供等の拒否や制限等をせざるを得ない場合は、障害者に理由を説明し、理解を得るよう努める)を規定する。

<関連する委員の意見>

- ・ 個々の障害者の置かれている状況によってそれぞれ具体的な事情があるため、差別については一律に定義するのではなく、相談に携わっている方が相談できるような体制を整備して個別のケースに対応していけるようにした方がよいと思う。(第1回)
- ・ 個人の差別に関する考え方については、あいサポート運動など様々な面から働きかけ、意識改革をしていくことが大切である。(第2回)

【参考1】障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 第2の2(抜粋)

(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

ア 法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。

イ したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務・事業について本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。行政機関等及び事業者においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障害者、事業者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）及び行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

【参考2】「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集」

(H25.6月 内閣府障害者施策担当)

問9-1 本法は、事業者でない一般私人の行為や個人の思想や言論も対象としているのか。

(答) 本法においては、事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、法により規制することは不相当と考えられることから対象としていない。一般私人については、第15条に規定する国や地方公共団体による啓発活動を通じ、本法の趣旨の周知を図っていくこととする。

【参考3】東京都「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」

(平成30年7月4日公布)

(障害を理由とする差別の禁止)

第七条 都及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

【参考4】長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）案

(令和3年11月24日～令和3年12月24日パブリックコメント実施)

8 障がいを理由とする差別等の禁止

(1) (略)

(2) 県及び事業者は、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(3) 県及び事業者は、やむを得ず障がい者が求めるサービス等の提供を拒否し、又は場所、時間等を制限し、若しくは条件を付ける場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

2 合理的配慮の提供義務

<たたき台>

- 県及び事業者は、その事務又は事業を行うに当たり、合理的配慮を実施しなければならない。
- 県及び事業者は、実施に伴う負担が過重であることにより、合理的配慮の実施が困難であると判断する場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るように努める。

<考え方>

- ・ 合理的配慮の提供を義務付ける対象は、法と同じく行政機関（県）及び事業者とする。
- ・ 私人（県民）については、法による規制を不相当とする国の見解同様、条例においても対象としないこととする。
※私人については、「基本理念」等に規定（P 6，P 18）。
- ・ 県及び事業者と障害者の相互理解を促進するため、国の基本方針で示された考え方（負担が過重であることにより合理的配慮の実施が困難な場合は、障害者に理由を説明し、理解を得るよう努める）を規定する。

<関連する委員の意見>

- ・ 障害者差別のうち、不当な差別的取扱いは定義に書きやすいが、合理的配慮の不提供については定義が難しく、現場での判断も難しい部分かと思う。（第1回）
- ・ 私人間や事業者からの合理的配慮の提供ということについて、双方がコミュニケーションを深めていくことにつながる条例になるとよい。（第1回）
- ・ 合理的配慮の提供として求められるニーズが過重な負担を伴うことも現状としてある。障害者に説明し理解を得るということが現実的であり、実務の立場から当該規定は重要だと思う。（第2回）

【参考1】障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 第2の3（抜粋）

（1）合理的配慮の基本的な考え方

ア （前略）

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。（後略）

イ （略）

ウ (前略)

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

(後略)

エ (略)

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- 費用・負担の程度
- 事務・事業規模
- 財政・財務状況

【参考2】長野県障がい者共生社会づくり条例（仮称）案

（令和3年11月24日～令和3年12月24日パブリックコメント実施）

9 合理的配慮

- (1) 県及び事業者は、事務又は事業を実施するに当たり、合理的配慮を実施しなければならない。
- (2) 県及び事業者は、実施に伴う負担が過重であることにより、合理的配慮が実施できない場合には、障がい者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

第3章 障害を理由とする差別を解消するための体制

1 相談体制

<たたき台>

- 県及び市町は、障害のある人及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談（以下「相談事案」という。）に的確に応じることができるよう、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら必要な体制整備を図る。
- 県は、市町が応じる相談事案に対し必要な助言、情報の提供及び関係者間の連絡調整を行うとともに、市町において解決が困難な広域的な相談事案や専門性が求められる相談事案に対し、解決が図られるよう必要な支援を行う。
- 市町は身近な地域における相談窓口として、地域の相談事案に応じる。

<考え方>

- ・ 改正障害者差別解消法第3条に第2項が新設され、地方公共団体等は必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うこととされたことを踏まえた規定としている。
- ・ 本県では、法施行後、市町を相談の一次窓口、県を二次窓口とする取り扱いとしており、県は、身近な地域の相談窓口を担う市町に対しての助言や情報の提供、関係者間の連絡調整の支援を行うとともに、広域的・専門的な相談事案の解決への支援を行う役割を規定する。
- ・ 相談の対象者については制限しない（障害を理由とする差別に関する全ての者からの相談を対象とする）。

<関連する委員の意見>

- ・ 愛媛県の規定する「広域専門相談員」のように、市町の相談窓口に対する支援をお願いしたい。さらにいえば、弁護士の活用など法的なバックアップの支援をいただきたい。（第2回）
- ・ 障害者だけでなく、障害のない人も障害者差別に関する相談ができる体制にしていきたい。（第2回）

【参考1】障害者差別解消法 (国及び地方公共団体の責務)

第三条 (略)

2 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

【参考2】内閣府・障害者政策委員会「障害者差別解消法の施行3年後見直しに関する意見（R2.6.22）3.の（3）中【見直しの考え方】（抜粋）

（ア）国・地方公共団体の役割分担の明確化

- 各行政機関における取組を効果的に行うためには、それぞれの役割分担を明確化することが有効である。このため、地方公共団体の取組状況も踏まえつつ、それぞれの基本的な役割を示すべきである。
- この基本的な役割としては、例えば、市町村は最も身近な相談窓口を担うこと、都道府県は広域的な事案や専門性が求められる事案の解決、市町村への情報提供や専門的・技術的助言等の支援を行うこと、国は市町村や都道府県の関係機関と連携しつつ、重層的な相談体制の一翼を担うことなどが考えられる。

【参考3】大阪府「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」（平成28年3月29日公布）

（広域支援相談員）

第八条 府に広域支援相談員を置く。

- 2 広域支援相談員は、障害を理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
 - 3 広域支援相談員は、次に掲げる職務を行うものとする。
 - 一 相談機関における相談事案の解決を支援するため、必要な助言、調査及び相談事案に関する関係者間の調整を行うこと。
 - 二 障害者等及び事業者からの相談に応じ、相談機関と連携して、必要な助言、調査及び相談事案に関する関係者間の調整を行うこと。
 - 三 相談機関相互の連携の促進を図り、並びに相談事案に係る情報の収集及び分析を行うこと。
 - 4 広域支援相談員は、中立かつ公正に、前項各号に掲げる職務を行わなければならない。
- ※ 相談機関：相談事案に対応する市町村の機関（市町村から当該相談事案の対応を委託されている機関を含む。）をいう。

2 紛争解決体制

<たたき台>

(あっせんの求め)

- 障害のある人及びその家族その他の関係者は、事業者から不当な差別的取扱いの禁止又は合理的配慮の提供義務の規定に違反する取扱いを受けたと認める場合で、前記の相談を経ても解決が見込めないときは、知事に対し、解決のために必要なあっせんを求めることができる。
 - ・ 除外規定として、障害者雇用促進法に規定するもの等

(事実の調査)

- 知事は、当該紛争事案の調査を行う。
- 紛争事案の当事者その他の関係者は、調査に協力しなければならない。

(あっせん)

- 知事は、調査の結果に基づき、必要があると認めるときは、「山口県障害者差別解消調整委員会」(仮称)にあっせんに付託する。
- 「山口県障害者差別解消調整委員会」(仮称)は、あっせんの付託があったときは、あっせんを行う。

(勧告)

- 「山口県障害者差別解消調整委員会」(仮称)は、知事に対し、事業者が正当な理由なくあっせんに従わないときは、事業者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することを求めることができる。
- 知事は、必要があると認めるときは、当該事業者に対して必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

- 知事は、勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、公表することができる。
- 知事は、公表に当たっては、あらかじめ、当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

<考え方>

- ・ 差別禁止規定の実効性を確保するため、法第14条において求められている紛争解決の体制について規定する。
- ・ 紛争解決の対象は、事業者による差別事案等とする。
(参考) 本県条例においては、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務は一般私人を対象としていない。
- ・ 県による差別事案等については、行政不服審査法に基づく不服申し立てや職員服務規程により対応する。
- ・ 事案の調整に第三者的な視点を反映させるため、あっせん及び知事に対して勧告の求めを行う機関として、第三者委員会(「山口県差別解消調整委員会」(仮称))を設置する。

3 障害者差別解消調整委員会(仮称)

<たたき台>

- あっせんの求めがあった事案の解決を図るため、知事の附属機関として、「山口県障害者差別解消調整委員会」(仮称)を設置する。
- 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は規則で定める。

<考え方>

- ・ あっせんの求めがあった事案の解決を図るための機関として、新たに「山口県障害者差別解消調整委員会」(仮称)を設置する。

第4章 あいサポート運動を通じた共生社会実現に向けた施策の推進等

1 相互理解の促進

<たたき台>

- 県は、県民誰もが、障害の特性についての理解を深めるとともに、可能な範囲で障害の特性に応じた必要な配慮、手助けを行うことにより、共生社会を目指す運動(以下「あいサポート運動」という。)を県民全体で取り組む運動として推進することとし、あいサポート運動を通じて共生社会の実現に向けた以下の施策を講ずる。
 - ・ 障害のある人及びその障害に関する正しい知識の普及及び啓発を行うために必要な施策。特に、障害者手帳の交付に至らない人や外見からは分かりにくい障害に関する普及及び啓発を行うために必要な施策
 - ・ 障害のある人及びその障害に関する正しい知識を県民が習得するために必要な施策
 - ・ 障害のある人と障害のない人との交流の機会の拡大及び充実に図り、その相互理解を促進するために必要な施策

<考え方>

- ・ 本県がこれまで推進してきたあいサポート運動を通じて障害者差別解消の一層の推進を図るため、あいサポート運動を県民全体で取り組む運動として条例に位置づけ、当該運動を通じた普及啓発、福祉教育及び相互理解の施策を講じる旨規定する。
- ・ 障害者手帳の交付に至らない人や外見からは分かりにくい障害のある人で周囲に理解されず苦しんでいる人への配慮が必要であることから、そのような障害者に関する普及・啓発の実施について特記する。

<関連する委員の意見>

- ・ 個人の差別に関する考え方については、あいサポート運動など様々な面から働きかけ、意識改革をしていくことが大切である。(第2回)(再掲)

【参考】鳥取県「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例」
(平成29年7月7日公布)

第2章 障がい者に対する理解の促進及び県民運動の推進

(あいサポート運動の推進)

第9条 県は、県民が、障がいの特性についての理解を深めるとともに、障がい者が配慮又は支援を必要としている場面において、各々が可能な範囲で障がいの特性に応じた必要な配慮又は支援を行うことにより、障がいの有無にかかわらず、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し支え合いながら暮らすことのできる社会を目指す運動(以下「あいサポート運動」という。)を県民全体で取り組む運動として推進するものとする。

2 この条例に定めるもののほか、あいサポート運動の推進に関し必要な事項は、知事が別に定める。

2 幼児期からの障害理解の機会の確保

<たたき台>

- 県は、学校、家庭、地域社会等において、幼児期から障害及び障害のある人についての知識や理解を深めるための施策に努める。
- 県は、障害のある子どもとない子どもがスポーツやレクリエーションなどの交流を通じて障害理解が進むよう、社会全体での環境づくりを推進する。

<考え方>

- ・ 差別や偏見の解消においては特に幼児期からの障害理解や交流の推進が重要であることから、幼児期からの障害理解の施策推進等について規定する。

<関連する委員の意見>

- ・ 障害者に対する意識面での差別や偏見の解消については、障害理解の気運醸成や福祉教育を推進するなどの規定として考えていくことがよい。(第2回)
- ・ 小さい頃から身近に障害者とふれあうことは障害者理解の推進において非常に有意義であり、山口県独自の施策としてPRできないか。(第2回)
- ・ 子ども達は、インクルーシブ教育や人権教育などを通じても障害理解を学んでいく。一般私人については、「県民の役割」として、子どもも含めて障害理解を深めていく趣旨の規定がよいのではないか。(第2回)(再掲)
- ・ インクルーシブ教育の推進については、かなり進んできていると感じる。コミュニティスクールの取組により、学校と地域の関わりが強まっているなど、そうした面も「前文」や「施策の推進」に盛り込むなどの工夫がされるとよい。(第2回)

【参考】福島県「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」

(平成30年12月25日公布)

(教育の推進)

第七条 県は、学校、家庭、地域社会等において、幼児期から障がい及び障がいのある人に対する正しい知識を持つための教育が行われるよう努めるとともに、障がいのある幼児、児童及び生徒並びに障がいのない幼児、児童及び生徒が地域で共に学ぶための環境の整備を積極的に推進するものとする。

3 人材の育成・研修

<たたき台>

- 県は、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、人材の育成及び確保に努める。
- 県は、全ての職員が障害及び障害のある人についての知識及び理解を深めることができるよう、必要な研修、啓発を行う。

<考え方>

- ・ 法改正を踏まえ、相談や紛争解決に対応できる人材の育成・確保について規定するとともに、県職員に対する研修、啓発について規定する。

【参考1】障害者差別解消法

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう 人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(※ 下線部が改正による追加部分)

【参考2】秋田県「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」

(平成31年3月15日公布)

(職員の育成)

第三十条 県は、障害者に対する支援を適切に行うため当該支援に関する業務に従事する職員の育成を図るとともに、全ての職員が障害及び障害者についての知識及び理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

【参考3】群馬県「群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」

(平成31年3月22日公布)

(人材の育成)

第二十五条 県は、障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害に関する専門的な知識及び技能を有する者の育成を図るものとする。

第5章 雑則

(財政上の措置)

<たたき台>

- 県は、障害を理由とする差別の解消及び共生社会の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。